

第19回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催月日 平成23年8月19日(金)午後3時30分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名

4 出席委員 27名

1番 花澤 信一	2番 鈴木 俊郎	3番 平戸 正己
4番 古川 晃市	5番 葛田 秀治	6番 武内 章一
7番 小川 良夫	8番 長谷川 良二	9番 木村 總一郎
10番 伊井 勝實	11番 鳥海 夫男	12番 鈴木 弥須雄
13番 遠山 修	14番 鶴岡 公一	15番 葛田 吉弥
16番 石井 文夫	17番 御園 豊	18番 藤井 幸光
19番 榎本 雅司	20番 勝畑 孟志	21番 飯塚 健史
22番 渡辺 喜一	23番 前橋 勇	24番 川島 三夫
25番 高橋 一夫	26番 川名 康夫	27番 石井 清治

5 欠席委員 なし

6 出席事務職員 3名

鹿島事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

◎開 会

平成23年8月19日午後3時30分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第19回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、27名中27名出席でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

11番、鳥海夫男委員、12番、鈴木弥須雄委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

本件は、神納1丁目に在住の個人が奈良輪在住の所有者から農地を売買によって専用住宅用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の2ページの位置図をごらんください。申請地は、市街化区域に近接し、おおむね500メートル以内に医療施設及び介護施設が存在し、袖ヶ浦駅から約380メートルという状況から、第2種農地に該当するものと思われまます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。排水につきましては、道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、その後、雨水と合流の上、既存の道路側溝へ排水されます。宅地に転用することに支障はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

27番、石井清治委員、お願いします。

○27番（石井清治君） 27番、石井です。8月16日午前11時ごろ、代理人さんと現地にて立ち会い説明を受けました。現地は奈良輪地先の奈良輪北通りから100メートルぐらい入った左側であります。現地は耕作はされておらず、雑草が少し生えていました。譲受人は現在神納の借家に在住しており、妻と子供2人の4人で住んでおりますが、子供が大きくなり手狭になりましたので、専用住宅用地にこの場所を選定したようです。住宅用地に転用しても支障はないかと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可相当と決定されました。

次に、議案第1号の2、1号の3を議題といたします。

議案第1号の2ないし議案第1号の3については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第1号の2と3についてご説明申し上げます。

本件は、議案第1号1の申請地の北側に位置をしております、向かい合っている状況です。木更津市岩根に在住の個人が奈良輪在住の所有者から農地を売買によって、専用住宅用地及び宅地出入口に転用したいとする案件でございます。

総会資料の4ページと6ページが位置図となっております。4ページのほうに住宅を建築いたしまして、6ページのほうの細帯状となっているところを宅地出入口にしたいということでございます。

申請地は、1号でもご説明申し上げましたが、市街化区域に隣接し、おおむね500メートル以内に医療施設及び介護施設が存在し、袖ヶ浦駅からは約390メートルということから、第2種農地であると判断されます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございました。排水につきましても道路占用許可の申請がされておまして、汚水は合併浄化槽で処理をして、その後、雨水と合流の上、既存道路側溝へ排水をされます。転用することにつきましては特に支障はないものと思われま

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

27番、石井清治委員、お願いします。

○27番（石井清治君） 27番、石井です。8月16日午前11時ごろ、代理人さんと説明を受けました。現地は前議案の向かい側の位置でございまして、現地は耕作はされておりませんで雑草が生えていました。譲受人は、現在市内の借家に在住しておりますが、妻と子供1人の3人で住んでいるそうです。手狭になってきましたので、また通勤にも便利なために、この場所を住宅用地に設定したようでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の2ないし議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2ないし議案第1号の3については許可相当と決定されました。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第1号の4についてご説明申し上げます。

本件は、野里在住の個人が東京都足立区在住の所有者から申請地を賃貸借によって、仮設の選挙事務所と駐車場用地に一時転用したいとする案件でございます。

総会資料のほうの8ページをごらんいただきたいと思っております。こちらが位置図となっております。申請地は、周囲に農地、住宅が混在する第2種農地であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。

申請の内容ですが、429番につきましては住宅敷地を除く860平米と、430番につきましては1,028平米の全部を一時的に利用したいというものです。転用期間は許可日から23年11月30日までということです。また、雨水につきましては敷地内浸透方式で、上水道は使用しないということでございます。また、汚水につきましては、仮設トイレを設置するということから排出はされません。以上のようなことから、転用することに特に支障はないものと思われまます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

22番、渡辺喜一委員、お願いします。

○22番（渡辺喜一君） 申請地は、野里の〇〇〇販売の南側に位置して、現状は保全状態の農地で住宅に囲まれております。現地確認は8月15日に実施しました。土地所有者が申請地をリースによって仮設の選挙事務所と駐車場用地に許可日から11月30日までの一時転用をするという案件です。周囲の状況から転用するには支障ないと思われまます。説明のほうは以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

それから、排水については事務方の説明したとおりで、トイレのほうは仮設トイレをつくって排出はしないということです。あと手洗いとか食器を洗った水のほうは自然浸透で排水をするということです。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可相当と決定されました。

◎報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、報告第1号について説明申し上げます。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届け出書の提出があったので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づきまして、局長専決にて処理したのでご報告申し上げます。なお、専決処理期間は7月1日から7月31日まででございます。

次に、報告第2号でございますが、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届け出書の提出があったので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づきまして局長専決にて処理いたしましたので、ご報告申し上げます。なお、専決処理期間は7月1日から7月31日まででございます。

次に、6ページになりますが、報告第3号でございます。農地法第18条第6項の規定による解約等の通知がありましたので、ご報告申し上げます。なお、期間は7月1日から7月31日までの期間となっております。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） ないようですので、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第19回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後3時44分 閉会